

第2編 各論

- 奈良県地域医療の再生に向けて
- 第4章 医療従事者等の確保
- 第5章 疾病・事業ごとの医療連携体制の推進
- 第6章 地域における医療機能の分担と連携
- 第7章 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組
- 第8章 医療に関する情報提供の推進
- 第9章 医療安全と健康危機管理の推進
- 第10章 目標設定と計画の推進

奈良県地域医療の再生に向けて

～地域医療再生計画より～

本県北和地域及び中南和地域において、拠点となる高度医療拠点病院（マグネットホスピタル）を整備するとともに、医療機関同士の連携を強化するなど、将来にわたって持続可能で安定的な救急医療体制、周産期医療体制等の構築と総合的ながん対策の推進など高度医療の充実を図ります。

また、このような医療提供体制を担う医療従事者を安定的に確保する体制を構築します。

《対象施設》

北和地域（奈良・西和医療圏）：県立奈良病院

中南和地域（東和・中和・南和医療圏）：県立医科大学附属病院

I. 高度医療拠点病院の設置

①「重症な疾患について断らない救命救急室」の整備

（県立奈良病院、県立医科大学附属病院）

- ・救急科専門医等のスタッフにより24時間体制で断らない救急を実現。
- ・電話相談（＃7119）により、適切な医療機関の紹介と相談業務を実施。
- ・救急隊や入院対応病院（2次）からの依頼を全て引き受け、特に5疾患（脳卒中・急性心筋梗塞・産科合併症・重症外傷・急性腹症）については絶対に断らない。

②24時間対応可能な救命救急

（県立奈良病院）

- ・心臓血管センターを設置し、循環器病医療の機能を強化。
- ・脳卒中の診断や適切な治療を総合的に行える体制を整備。

③周産期医療センターの整備拡充

（県立奈良病院）

- ・ハイリスク妊婦の県外搬送を解消するため、NICU12床、NICU後方8床等を整備拡充。

（県立医科大学附属病院）

- ・20床のNICU後方病床を整備し、総合周産期母子医療センターを拡充。

- ・正常分娩に対応するため、スーパー助産師を養成するための助産師研修所であるバースセンターを整備。

④県内小児医療の集約化

(県立奈良病院)

- ・小児科医を確保することにより機能を集約化。
- ・医療水準の確保及び円滑な二次救急輪番体制を推進。

⑤がん拠点病院の機能強化

地域連携の中核的役割を担うことができる拠点病院の整備。

(県立奈良病院)

- ・手術、放射線治療、化学療法等を組み合わせた効果的な集学的治療を行う体制を整備。

(県立医科大学附属病院)

- ・急速な医療技術の進歩に対応した大学病院のがん治療環境の充実整備。

II. 医師・看護師の確保

①安定的な医師派遣システムの整備

- ・公立病院への医師派遣の調整を図るため「地域医療総合支援センター(仮称)」を設置。
- ・県立医科大学に講座を設置し、県・県立医科大学・公的病院開設者による協定に基づき医師を派遣する仕組みを構築。

②医師・看護師の養成・確保

- ・へき地医療を支える総合的な診療をすることができる「総合診療医」の人材確保を図る。
- ・地域医療に従事する医師に係るキャリアパスを構築。
- ・「重症な疾患について断らない救命救急室」を運営するために必要となる「救命救急医」を養成・確保するため、県立医科大学及び近畿大学医学部の定員増と併せて知事が指定する施設で一定期間勤務することを返還免除要件とする奨学金を貸与。
- ・看護職員に対するメンタル・ケアの充実や各階層での研修の充実、キャリアアップに対する支援等を実施。
- ・離職中の看護職員へのアクセスの確保と復職情報の提供、看護師のキャリアパスとの整合のとれた修学資金貸付制度の創設。

Ⅲ. 医療連携体制の構築

①重要疾患(脳卒中・急性心筋梗塞・周産期疾患・重症外傷・急性腹症)における病院間の役割分担について協定を締結

(協定の相手方：県立医科大学附属病院、公立病院)

- ・病院開設者が県の定める施策の実施に協力し、安定的・継続的な医療提供体制を確保し、医療資源の適切な配置を進めていくために、各病院の役割分担を明確化。
- ・従来、医療の需要側(患者)と供給側(医療体制)との需給バランスは、医師の数と総病床数管理という供給側の構造を中心に考えられてきたが、高度化・専門化が進む医療にあっては、患者側と医療側のマッチングがうまくいかない状況が生じるため、疾患・重症度・病期(フェーズ)ごとに、需要(患者数)との調整をすることとし、それに基づいて各病院の役割を設定。
- ・それらの役割分担を確実に実行するため、県知事と病院開設者との間で協定を締結。

②病病連携、病診連携の推進

(県立奈良病院、県立医科大学附属病院、その他の医療機関)

医療実態を把握するためのしくみを整備し、地域医療連携パスの導入など、地域における病病連携、病診連携を推進。

Ⅳ. 拠点となる休日夜間応急診療所の設置

拠点となる休日夜間応急診療所を北和地域と中南和地域に設置し、小児科医等を配置して、休日夜間の全ての時間帯や地域において一次救急患者の診療に対応。

Ⅴ. 医療情報の収集・分析・提供

①「健康・医療ポータルサイト」の設置・運営等

県民に対して、居住地、年齢、性別等属性に応じ、健康・医療等に関する様々な情報を提供し、また、各医療機関の診療情報を収集・分析等を行い提供するポータルサイトを設置・運営し、各医療機関から収集した情報は、今後の医療施策に反映するとともに、各医療機関における質改善への助言等にも活用。

第4章 医療従事者の確保

第1節 医師確保

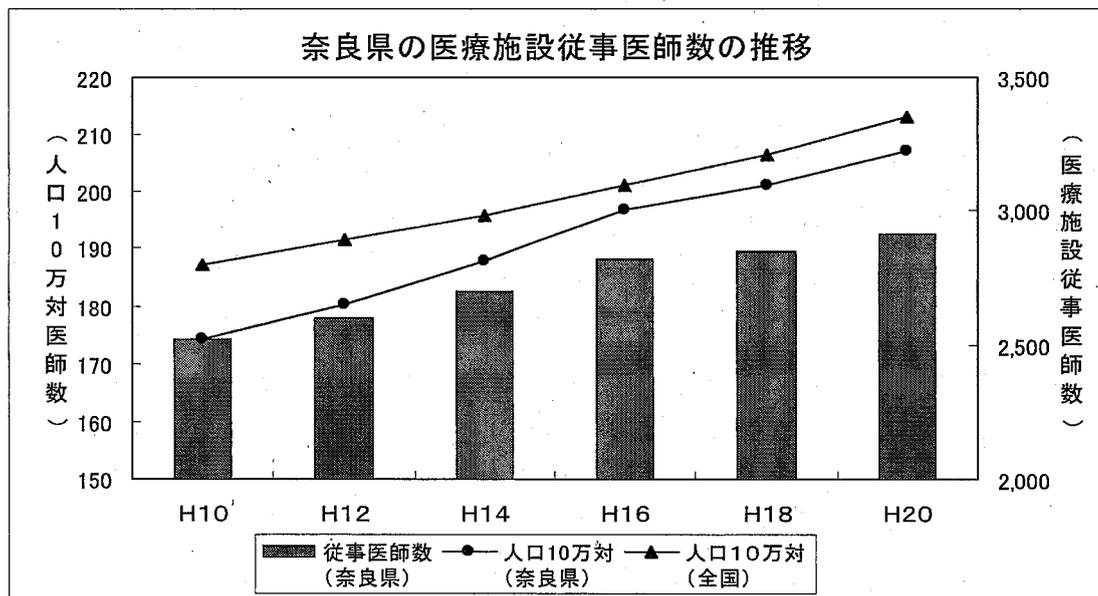
1 現状と課題

- (1) 本県の医療施設に従事する医師数は、平成20年12月末現在2,907人です。医師の数は全国と同様に増加傾向にあり、平成18年から約0.3%増加していますが、人口10万あたりの医師数は、全国平均を下回る状況で推移しています。

本県の医療施設従事医師数の推移及び全国との比較

	医療施設従事 医師数(奈良県)	人口10万対の医師数の比較		
		奈良県(A)	全国(B)	対全国比(A÷B)
平成10年	2,521人	174.2人	187.3人	93.0%
12年	2,599人	180.1人	191.6人	94.0%
14年	2,699人	187.7人	195.8人	95.9%
16年	2,815人	196.7人	201.0人	97.9%
18年	2,846人	201.0人	206.3人	97.4%
20年	2,907人	207.1人	212.9人	97.7%

(厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より)



(厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より)

本県の病院勤務医と診療所勤務医の割合の推移を見ると、病院勤務医の割合が減少傾向にあります。

奈良県の病院勤務医と診療所勤務医の割合の推移

区分	H14		H16		H18		H20	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
病院勤務医	1,186	55.9%	1,232	55.2%	1,218	53.7%	1,227	52.7%
診療所勤務医	936	44.1%	998	44.8%	1,051	46.3%	1,100	47.3%
うち診療所開設	726	34.2%	766	34.3%	805	35.5%	843	36.2%
うち診療所勤務	210	9.9%	232	10.4%	246	10.8%	257	11.0%

(厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より)

また、本県が平成19年に行った「医療機関の病床稼働状況及び従事者の充足状況調査」に対する県内病院の回答によると、「診療科別では小児科、産科（産婦人科を含む。）及び麻酔科」、「地域別では南和医療圏及び中和医療圏」、「病院診療所別では病院」で医師の不足が見受けられます。

(2) 本県には基幹型臨床研修病院が9病院（県立奈良病院、県立三室病院、県立医科大学附属病院、天理よろづ相談所病院、近畿大学医学部奈良病院、市立奈良病院、大和高田市立病院、済生会中和病院、土庫病院）あり、初期臨床研修医の定員に対するマッチング^{*1}の割合が低い状況ですが、平成22年度の募集では、各臨床研修病院と県が連携してマッチ者数の増に取り組んだ結果、改善がみられます。

区分	H17年度募集			H18年度募集			H19年度募集			H20年度募集			H21年度募集			H22年度募集		
	定員	マッチ者数	マッチ者数/定員															
	A	B	B/A															
奈良県	119	83	69.7%	130	66	50.8%	136	80	58.8%	130	77	59.2%	129	72	55.8%	97	80	82.5%
全国	11,122	8,000	71.9%	11,228	8,100	72.1%	11,306	8,094	71.6%	11,563	8,030	69.4%	11,292	7,858	69.6%	10,500	7,875	75.0%

(医師臨床研修マッチング協議会「研修医マッチングの結果」より)

*1 臨床研修医マッチング（組み合わせ決定）…医師免許を得て臨床研修を受けようとする者（研修希望者）と、臨床研修を行う病院（研修病院）の研修プログラムとを研修希望者及び研修病院の希望を踏まえて、一定の規則に従って、組み合わせを決定するシステムです。

(3) 県内唯一の医師養成機関として奈良県立医科大学があります。

同大学医学部への入学者のうち県内出身者の割合は、年度によってばらつきがあるものの、概ね25%程度で推移していましたが、平成20年度に地域枠入試を導入して以降、県内出身者の割合が増加傾向にあります。

奈良県立医科大学医学部入学者の出身地

	入 学 者 数		県内出身者の割合
	県内出身者	県外出身者	
平成13年	95人	27人	28.4%
14年	95人	30人	31.6%
15年	95人	26人	27.4%
16年	95人	26人	27.4%
17年	95人	16人	16.8%
18年	95人	24人	25.3%
19年	95人	24人	25.3%
20年	100人	26人	26.0%
21年	105人	35人	33.3%

(「奈良県立医科大学 入試統計」より)

また、県立医科大学卒業生の卒業後の状況については、平成16年度の医師臨床研修制度の見直し以降、研修先に県外の病院を選択する割合が増加しています。

奈良県立医科大学医学部卒業生の就職又は研修先

	卒業生数	就職又は研修先		進学・その他	県内に就職・研修した卒業生の割合
		県内	県外		
		平成13年	97人		
14年	108人	66人	34人	8人	61.1%
15年	92人	62人	26人	4人	67.4%
16年	97人	43人	45人	9人	44.3%
17年	85人	31人	50人	4人	36.5%
18年	95人	29人	59人	7人	30.5%
19年	95人	37人	52人	6人	38.9%
20年	85人	53人	31人	1人	62.4%
21年	98人	47人	50人	1人	48.0%

※平成15年までは就職先、平成16年以降は研修先

(「奈良県立医科大学 大学概要」より)

- (4) 全国的に見て女性医師数の割合は、平成20年12月末現在18.1%で、年々増加しています。特に、30歳未満の医師について見ると小児科では約半数が、産婦人科では約7割が女性医師です。

区 分	H14	H16	H18	H20
全医師に占める女性の割合	15.6%	16.4%	17.2%	18.1%

30歳未満の全医師に占める女性の割合

区 分	H14	H16	H18	H20
小児科	46.8%	49.2%	50.1%	48.7%
産婦人科	60.4%	66.0%	73.1%	68.1%

(厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より)

- (5) 医師以外の職種でも可能な作業を医師が担っているケースがあり、医師の過重労働の一因となっている場合があります。
- (6) 病院勤務医は、診療所勤務医に比べて勤務時間が長いうえ、当直勤務に入る必要があります。
- (7) 患者及びその家族の意識の変化等に伴う訴訟リスクが、医師のモチベーション低下の一因になっているとの意見もあります。
- (8) 県内には公立のへき地診療所が16カ所あり、これらの診療所に派遣できる自治医科大学の卒業医師は通常8人です。また、へき地の民間診療所に勤務する開業医の高齢化が進んでいます。
- (9) へき地医療拠点病院やへき地を支援する病院の医師が減少しており、へき地の医療を支援する機能が低下しています。
- (10) 急速な高齢化の進展とともに、1人あたりの医療の需要量も増えていると考えられます。適正な医師数の検討を行う場合には、患者一人あたりの医師数だけでなく、地域における医療需要の総量を踏まえた議論が必要です。

2 目指すべき方向

(1) 医師の偏在を解消するための取組を促進します。

- ①必要なところに医師を配置するための医師派遣システムを構築します。
- ②県内での勤務を希望する小児科、産科（産婦人科を含む。）、麻酔科医及びへき地診療所への勤務を希望する医師を県内医療機関に紹介・斡旋するドクターバンクを運営します。
- ③県・市町村・県立医科大学・へき地医療拠点病院が連携して、魅力的な研修プログラムを策定・運営するなど、へき地における長期的な医師確保対策を推進します。
- ④へき地医療に関するプロモーション活動を実施します。
（地域医療ワークショップの開催、へき地診療所体験実習の実施等）
- ⑤病院勤務医の長時間勤務軽減を促進します。

(2) 地域で人を育てる取組を促進します。

- ①県立医科大学や研修実施病院の連携により、質の高い医療を提供できる医師養成と県内就業確保のための効率的な卒前卒後教育システムを構築します。（在学中の教育と就業後のキャリアパスの構築支援のための研修体制の整備及びこれらの充実による県内医療機関の魅力向上による就業の確保）
- ②県内の臨床研修病院が連携して魅力ある臨床研修や専門研修のプログラムを策定し、全国から奈良県に研修医を招へいするため、これらのプログラムを県内外にアピールする活動を支援します。
- ③全人的に対応することの重要性について理解を深めるための研修を、へき地等の診療所において積極的に実施できる体制の構築を検討します。
- ④県立医科大学における地域枠入試の拡大や奨学金の拡充を通じて、県内で地域医療に従事しようとする医師の確保を図ります。

(3) 女性医師にとって働きやすい職場環境の整備のための取組を促進します。

- ①勤務医の長時間勤務を軽減し、ライフステージに応じた多様な働き方を支援することにより離職防止と定着を促進します。
- ②出産・育児等で離職した女性医師の復職に取り組む病院を支援します。
- ③病院内保育所への支援を行います。

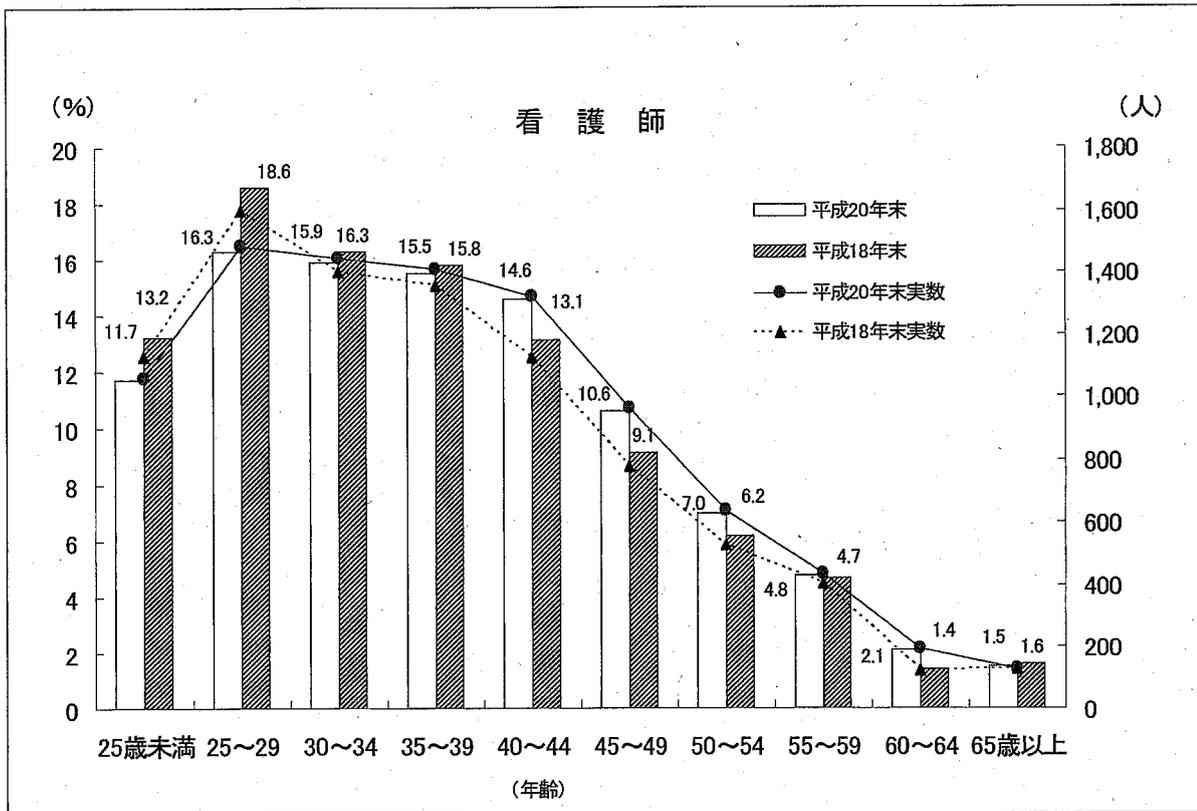
(4) 医療関係者の役割分担を整理し、病院における医師の業務負担の軽減を図ります。

- ①書類記載やオーダーリングシステムへの入力等の事務の役割分担を推進することにより、医師の業務負担の軽減を図ります。
- ②主治医制の見直し、トリアージナースの導入、交代制勤務の導入など、医師の働き方の見直しを検討します。

第2節 看護師確保

1 現状と課題

(1) 本県の年齢階級別の看護職員数を見ると、25～29歳をピークに、年齢を経るとともに減少しています。



(厚生労働省「衛生行政報告例」より)

(2) 本県の看護職員の離職率は、平成19年度実績で13.8%であり、全国平均の12.6%よりも高い水準にあります。

対象年度	奈良県		全国	
		うち新卒		うち新卒
平成17年度	12.9%	7.8%	12.3%	9.3%
平成18年度	16.0%	8.4%	12.4%	9.2%
平成19年度	13.8%	8.9%	12.6%	9.2%

「病院における看護職員需給状況調査」より

(3) 県内の看護師等養成機関の平成21年3月卒業者は672人です。

卒業者のうち、他の学校等への進学者や他職種への就業者を除く534人が看護職員として就業しましたが、県内医療機関への就業者は就業者全体のうち362人（全卒業者の53.9%）であり、卒業者の約半数が県内医療機関以外に就職・進学している状況にあります。

また、入学時の県内出身者の割合が低い看護師等養成機関は、県内医療機関への就業率も低い傾向が見受けられます。

〈看護師(准看護師含む)〉

卒業年度	学校数	卒業者数 (人)	就業者数※1 (人)		就業率 (%)		その他 ※2 (人)
			県内	県外	県内	県外	
平成19年3月	13	555	320	92	57.7%	16.6%	143
平成20年3月	15	744	362	205	48.7%	27.6%	177
平成21年3月	15	672	362	172	53.9%	25.6%	138

※1 看護職として就業

※2 未就職者数と看護職以外の就業者数の合計

(厚生労働省「看護師等学校養成所入学及び卒業生就業状況調査」より)

(4) 認定看護師資格の取得等の看護師のキャリアアップに対する指向が高まっています。しかし、これらの資格の取得を目指す場合、経済的な負担が大きく、周囲のサポートが必要な状況です。

〈認定看護師数〉

奈良県	分類名	施設数	人数
		救急看護	1
	皮膚・排泄ケア	13	14
	集中ケア	1	2
	緩和ケア	11	13
	がん性疼痛看護	3	3
	がん化学療法看護	3	3
	感染管理	6	7
	糖尿病看護	1	1
	不妊症看護	1	2
	新生児集中ケア	2	2
	摂食・嚥下障害看護	1	1
	認知症看護	1	1
	12分類	44	51

(日本看護協会ホームページ認定看護師登録者一覧より)

(平成21年12月時点)

- (5) 本県の看護師等修学資金貸与事業は、大規模病院への就業者を対象としていませんが、一般的に、看護職員は幅広い経験ができる大規模病院を就業先に選択する傾向が見受けられます。
- (6) 看護職員以外の職種でも対応が可能な業務を看護職員が担当しているケースがあり、看護職員の過重労働の一因となっている場合があります。

2 目指すべき方向

- (1) 看護職員の養成、定着促進、離職防止及び復職支援のための取組を促進します。
- ① 看護師等養成機関と研修実施病院の連携により、質の高い医療が提供できる看護職員の養成と県内就業確保のための効率的な卒前卒後教育システムを構築します。
(在学中の教育と就業後のキャリアパスの構築支援のための研修体制の整備及びこれらの充実による県内医療機関の魅力向上による就業の確保)
 - ② 認定看護師資格の取得等のキャリアアップに対する支援方策を促進します。
(研修費用に対する支援、研修期間中の代替看護職員雇用の支援等)
 - ③ 看護師等修学資金制度のあり方を見直します。
 - ④ 看護職員に対するメンタル・ケアを促進します。
 - ⑤ 看護職員に対する各階層での研修を充実します。
 - ⑥ 働き続けられる環境を整備します。
(院内保育所の導入促進、短時間正規雇用制度等の多様な働き方の導入促進等)
 - ⑦ 離職中の看護職員に対するアクセスの確保と復職情報の提供及び復職支援を促進します。
 - ⑧ ワークライフバランスの実現のための業務分担の仕組みやアウトソーシングを促進します。
- (2) 在宅医療や訪問看護に関する県内の現状把握を踏まえた、訪問看護師確保対策を促進します。
- (3) 福祉施設で働く看護職員の確保も視野に入れた看護師等確保施策を促進します。

第3節 歯科医師

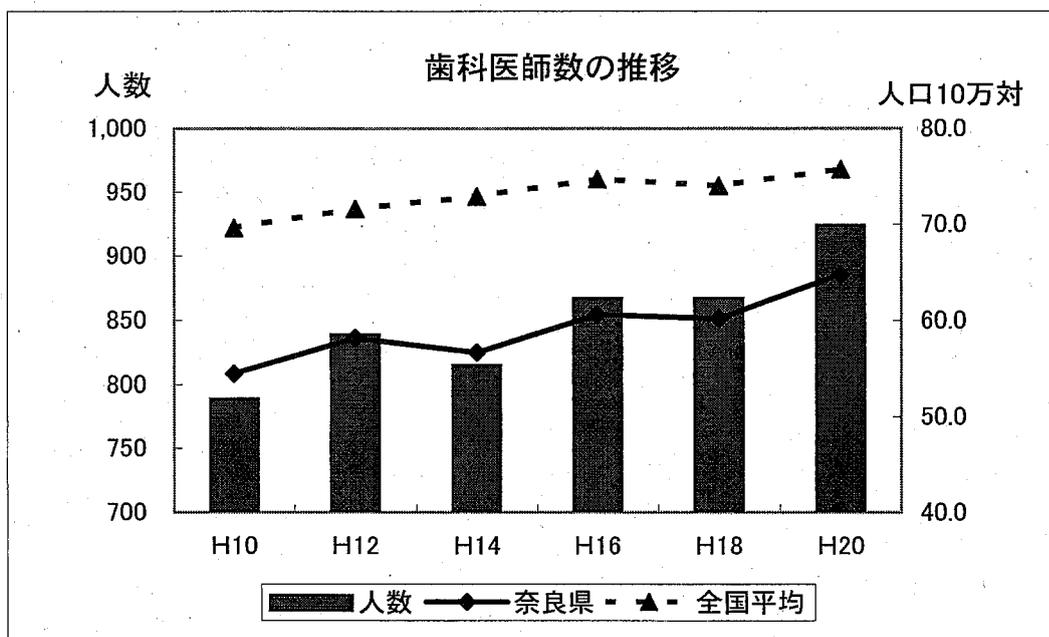
本県の歯科医師数は、平成20年12月末日現在924人で、人口10万対64.8です。

歯科医師数は、増加傾向が続いていますが、全国平均（人口10万対）を大きく下回っています。

歯科医師数の推移

	奈良県		全国平均 (10万対)
	総数	人口10万対	
平成10年	789	54.5	69.6
平成12年	839	58.2	71.6
平成14年	815	56.7	72.9
平成16年	867	60.6	74.7
平成18年	867	60.2	74.0
平成20年	924	64.8	75.7

(厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より)



第4節 薬剤師

本県の薬剤師数は、平成20年12月末日現在2,734人で、このうち、薬局、病院及び診療所に勤務しているのは1,893人(69.2%)です。

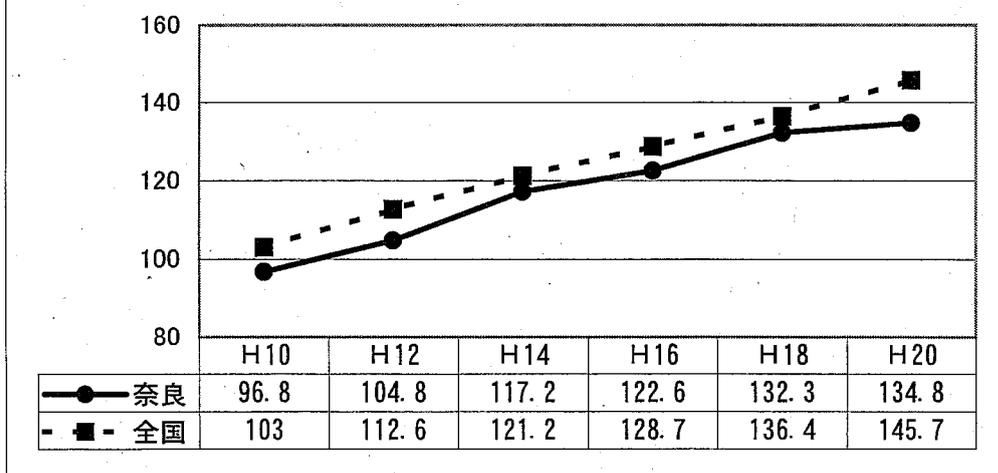
また、薬局、病院及び診療所に勤務する薬剤師数を全国平均と比較すると、人口10万対で134.8であり、全国平均を下回っています。

奈良県の薬剤師数（従事する施設別）

	奈良県	構成比 (%)
総数	2,734	100.0%
薬局	1,269	46.4%
病院・診療所	624	22.8%
医薬品関係企業等	483	17.7%
衛生行政機関等	81	3.0%
無職	211	7.7%
その他	66	2.4%

(厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より)

薬局・病院・診療所に勤務する薬剤師数の推移
(人口10万対)



第5節 その他の医療従事者等

(1) 保健師

県内で就業する保健師数は、平成20年12月末現在459人です。人口10万人対では32.7で、全国平均(34.0)を下回っています。

就業先で見ると、保健所・市町村390人、病院11人、診療所6人、訪問看護ステーション3人、介護保険施設等3人、社会福祉施設2人、その他44人となっており、保健所又は市町村の従事者が85%以上を占めています。

就業先別保健師数の推移(奈良県)

	病院	診療所	訪問看護 ステーション	介護保険 施設等	社会福祉 施設	保健所・ 市町村	その他	合計
平成14年	4	3	2	5	7	368	39	428
平成16年	4	5	3	2	8	377	37	436
平成18年	9	2	2	8	2	391	40	454
平成20年	11	6	3	3	2	390	44	459

(厚生労働省「衛生行政報告例」より)

(2) 助産師

県内で就業する助産師数は、平成20年12月末現在295人です。人口10万人対では21.0であり、全国(21.8)を若干下回っていますが、ほぼ同水準です。

就業先で見ると、病院181人、診療所62人、助産所23人、保健所・市町村7人、その他22人となっており、病院従事者が過半数を占めています。

就業先別助産師数の推移(奈良県)

	病院	診療所	助産所	保健所・ 市町村	その他	合計
平成14年	174	30	37	7	18	266
平成16年	176	35	18	1	19	249
平成18年	161	51	21	2	20	255
平成20年	181	62	23	7	22	295

(厚生労働省「衛生行政報告例」より)

(3) 理学療法士^{*1}・作業療法士^{*2}

平成19年10月1日現在、県内の病院に勤務している理学療法士は393人、作業療法士は183人で、従事者数は年々増加しています。

(4) 管理栄養士^{*3}・栄養士^{*4}

平成21年3月末現在、本県の行政機関及び給食施設に従事する管理栄養士・栄養士は630人で、その内訳は管理栄養士354人、栄養士276人です。

県及び市町村のうち、県本庁・保健所従事者は6人で全国で最も少ない状況にあり、市町村(38市町村・奈良市を除く)本庁・保健センター従事者は36人で、市町村配置率は全国で2番目に低い55.3%で、全国平均80.4%に比べると非常に低い状況にあります。

一方、給食施設(特定、その他)への従事者数は、平成21年3月現在、病院184人、老人福祉施設185人、学校108人です。それぞれ施設数に対する管理栄養士・栄養士の充足率は、病院100.0%、老人福祉施設96.2%、学校57.0%となっています。

健康増進計画や奈良県食育推進計画を進め、県民の健康づくりを推進するため、計画的に地域における栄養改善活動や食育活動を推進する市町村栄養士の配置促進及び配置された栄養士による適切な栄養改善、食育及び健康づくりの施策を企画・立案・実施・評価できることが重要です。

また、食育、生活習慣病予防、疾病の療養、介護予防等様々な分野での専門的知識に基づく活動が求められていることから、対象者の生活習慣等をアセスメントした上で、行動変容につながる効果的な栄養指導を行うことができる管理栄養士・栄養士の育成が求められています。

(5) 歯科衛生士

平成20年12月31日現在、県内で従事する歯科衛生士は1,113人で、そのうち1,033人は診療所に勤務しています。

-
- *1 理学療法士 (physical therapist:PT) … 身体に障害のある者に、治療体操などの運動を行なわせたり、電気刺激、マッサージなどの物理的手段を加えたりして、主にその基本的動作能力の回復を図ることを業務内容としています。
 - *2 作業療法士 (occupational therapist:OT) … 身体又は精神に障害のある者に、手芸工作その他の作業を行わせ、主としてその応用的動作能力や社会的適応能力の回復を図ることを業務内容としています。
 - *3 管理栄養士…厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導や、高度の専門的知識及び技術を要する栄養の指導並びに特定給食施設における特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行います。
 - *4 栄養士…都道府県知事の免許を受けて、栄養の指導に従事します。

第6節 介護サービス従事者

奈良県内の介護サービス従事者数は、厚生労働省による平成19年介護サービス施設・事業所調査によると、平成19年10月1日現在の常勤換算で、居宅サービス事業所では、訪問介護2,353人、訪問入浴介護99人、訪問看護ステーション373人、通所介護2,017人、通所リハビリテーション625人、短期入所生活介護1,031人、特定施設入居者生活介護512人、福祉用具貸与352人となっており、地域密着型サービスでは、夜間対応型訪問介護9人、認知症対応型通所介護84人、小規模多機能型居宅介護46人、グループホーム920人となっています。

また、介護保険施設の常勤換算による従事者数は、介護老人福祉施設2,922人、介護老人保健施設1,902人、介護療養型医療施設743人となっています。なお、居宅介護支援事業所も含めた全サービス合計の常勤換算による従事者数は、14,816人となっています。

【平成19年10月介護サービス従事者数（奈良県）】（単位：常勤換算数、人）

	居宅サービス			
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護 ステーション	通所介護
従事者数	2,353	99	373	2,017
	居宅サービス			
	通所リハビリ テーション	短期入所 生活介護	特定施設入居 者生活介護	福祉用具 貸与
従事者数	625	1,031	512	352
	地域密着型サービス			
	夜間対応型 訪問介護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能型居宅 介護	グループ ホーム
従事者数	9	84	46	920
	介護保険施設			居宅介護支援
	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	
従事者数	2,922	1,902	743	828
全サービス合計			14,816	

（厚生労働省「平成19年介護サービス施設・事業所調査」より）